平成２７年（フ）第１２３号
山形県上山市松山２丁目10番35号
債務者　山口　達也
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３２号
山形市南原町３丁目11番13号
債務者　姉崎　志穂
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
島根県出雲市矢尾町821番地
債務者　三成　正勝
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第４６号
福岡県築上郡築上町大字小山田298番地
債務者　永尾　　久
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第９８３号
埼玉県鴻巣市箕田114番地　ヴィーＭＪ102、旧住所埼玉県鴻巣市赤見台１丁目14番４－502号　パークシティ鴻巣駅前プラザ第三
債務者　馬場三枝子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
愛知県豊田市青木町４丁目35番地17
債務者　八木さゆみ
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９６８号
埼玉県蓮田市大字閏戸4026番地20
債務者　水町　克紀
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０００号
埼玉県朝霞市西弁財２丁目４番20―704号
債務者　小番　　大
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４５号
埼玉県新座市新座２丁目２番23号　ハイツクマモト205号室
債務者　加藤　沙織
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４０３号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目11番30号　寺田コーポ206
債務者　谷口　泰寛
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１２号
埼玉県草加市吉町３丁目６番41―203号
債務者　米沢　睦子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４４０号
埼玉県越谷市南越谷４丁目13番地１　コーポフローラル105号
債務者　鈴木　康子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
横浜市保土ケ谷区東川島町38番地６　レガーロ横濱201号、申立時の住所相模原市中央区光が丘３丁目７番１―31号
債務者　丸山　美香
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４３号
相模原市中央区共和３－８－５、住民票上の住所相模原市中央区富士見３丁目16番11―508号
債務者　石川　秀昭
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１１６号
新潟県柏崎市大字横山602番地、前住所新潟県柏崎市大字横山448番地２
債務者　山田　大輔
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
新潟県柏崎市大字横山602番地、前住所新潟県柏崎市大字横山448番地２
債務者　山田　千恵
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１５１８号
札幌市北区北23条西６丁目２番38号　グランステージＮ23―101号
債務者　市村　光康
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部